

「大分県文化振興基本方針」及び「大分県文化創造戦略」の改定について

■文化振興施策の基本体系

【文化振興条例】

○平成16年4月制定

【目的】

文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、心豊かで活力あふれる県民生活の実現に寄与する

《基本理念》

①地域文化の創造・伝統文化の保存継承を通じた活力ある地域社会の形成による「文化の香り高いふるさと大分」を創造する

②文化の担い手が県民であることを認識し、県民の主体的な参加による自由な発想と文化活動を尊重する

③芸術文化、伝統文化、生活文化等は県民が誇りと独自性を感じる「共通の財産」として尊重され、次代に引き継ぐよう努める

【文化振興基本方針】

○平成17年3月策定
○平成28年3月改定
○令和8年3月予定

【位置づけ】

県として「文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するために定める」もの

《基本視点》

①「人」を育て活かす



①豊かな人間性と創造性を育む

②「伝統」を活かす



②伝統をつなぎ、新たな文化が花開く

③「本物」の文化にふれる



(①に統合)

④「芸術文化ゾーン」の誕生と「創造県おおいた」の取組



③創造県おおいたの推進

【改定のポイント】

○文化観光推進法の制定など、状況変化に対応した修正
○新しい表現や、地域で生まれる新しい文化を育むスタンスの明確化

【文化創造戦略】

○第1期：平成28年3月策定
○第2期：令和2年3月策定
○第3期：令和5年9月策定
○第4期：令和8年3月予定

【位置づけ】

基本方針を具体的に実現するための短期の目標を定めたアクションプラン（概ね3年を目途に見直し）

《重点戦略》

①芸術文化を享受できる機会の提供



①鑑賞機会の充実

②芸術文化ゾーンにおける芸術文化の創造及びネットワークの構築



②芸術文化活動への支援

③創造性を活かした産業、観光、福祉などの課題への対応



④他分野連携と地域活性化

④次代を担う人材やアートマネジメント人材等の育成



③芸術文化の担い手の育成

⑤芸術文化等の資源を活用した魅力あふれる地域づくりの推進



(④に統合)

文化振興基本方針の概要【改定後】

■第1 策定の背景

- 少子高齢化等により地域社会が変貌する中、地域の伝統文化の保存継承と、変化に対応した地域社会を支える文化の創造が求められている。
- 人々の価値観や生活様式が多様化し、生活の質を重視するようになったため、文化による真の豊かさが求められている。
- このため、県民が主体的に活発な文化活動を行う「元気な大分県」を創る取組が必要。
- 当方針は、文化振興条例に基づいて平成17年に策定し、文化振興施策を推進してきたが、その後、国や県、社会においても状況が変化したことから、平成28年に引き続き、当方針を改定する。

■第2 基本方針の位置づけ

- 当方針は、大分県文化振興条例第7条に基づき、「文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するために定める」もの。
- 本方針は、社会情勢の変化等に応じて適宜見直す。また、本方針で示した基本理念や視点の実現に向けて、短期のアクションプランである「大分県文化創造戦略」を策定し、「安心・元気・未来創造ビジョン2024」の目標指標により施策の評価を行う。なお、必要に応じて、評価結果に基づいて施策の見直し等の対応を行う。

■第3 基本理念

- 文化振興の推進は、条例第2条の次の3つの基本理念により行う。
 1. 地域文化の創造、伝統文化の保存と継承を通じて、活力ある地域社会を形成することにより、文化の香り高いふるさと大分を創造する。
 2. 文化の担い手が一人ひとりの県民であることを認識し、県民の主体的な参加による自由な発想と文化活動を尊重する。
 3. 伝統文化、伝承文化、生活文化等は、県民が誇りと独自性を感じることができる県民の共通の財産として尊重され、将来の世代に引き継がれるよう努める。

■第4 基本視点(文化振興施策を推進する視点)

①豊かな人間性と創造性を育む

- ・ 芸術文化は心や生活を豊かにし、創造性や表現力を高め、他者への寛容の心を育み、多様性を認め合える心豊かな社会の実現へとつながる。
- ・ 優れた芸術作品の鑑賞は、人々の感性を磨き、自分の個性を発見し、それぞれに合った活動に主体的に参加する動機付けになる。
- ・ 特に、次代を担う子どもたちは、学校や地域活動により文化に親しむ機会を作り、心豊かな人間に成長するバックボーンの形成が必要。
- ・ 県民に対し、質の高い芸術文化の提供や、気軽に鑑賞できるよう配慮することが必要。そのために、情報提供、民間活力の活用、文化団体や市町村との連携しながら良好な文化環境の構築が求められる。

②伝統をつなぎ、新たな文化が花開く

- ・ 文化は地域住民のアイデンティティを形成し、郷土への愛着と誇りを育む「県民共通の財産」。
- ・ 先人から受け継いだ貴重な文化的遺産を次代につなぎ、新しい感覚・感性から生み出される表現も柔軟に受け入れながら、地域の新たな芸術文化を大切に育まなければならない。
- ・ 人口減少により、地域固有の文化の衰退が懸念され、後継者や指導者等の担い手不足が深刻化しているため、教育機関との連携や、地域振興等の視点も取り入れた人材の育成が必要。

③創造県おおいたの推進

- ・ 芸術文化の創造性を、観光や地域づくり、福祉、産業等の課題解決に活用する「創造県おおいた」により、地域の元気づくりを進める。

■第5 推進体制の充実

①県民・文化団体等との連携

文化振興県民会議を中心に県民等と行政が連携して文化振興を総合的に推進する。また、民間団体や企業との連携・協働できる環境づくりを推進する。

②国・市町村との連携及び支援

国の支援策を積極的に活用。地域のニーズに沿った支援等を行う。

文化創造戦略【第4期】の概要

■第1 戦略の目的と芸術文化を取り巻く状況

1 戦略の位置づけ

- ・当戦略は文化振興基本方針のアクションプラン（概ね3年で改定）

2 国の動き

- ・令和2年：「文化観光推進法」の施行
- ・「第2期文化芸術推進基本計画（R5～R9）」の策定 ほか

3 県の動き

- ・県立総合文化センターのリニューアル、OPAM10周年記念事業
- ・「大分県立美術館を中核とした大分県文化観光推進拠点計画」に基づく各種取組の実施 ほか

4 社会環境の変化

- ・人口減少の進展・コロナ禍の影響・文化観光の重要性ほか

■第2 芸術文化の振興における課題

- 芸術文化の鑑賞機会・活動機会の充実
- こどもたちの豊かな感性の育成と、次代の芸術文化の担い手の育成
- 地域文化資源の継承と活用
- 芸術文化の創造性を活用した行政課題への対応

ビジョンの「10年後の姿」と一致

■第3 目指すべき姿と「創造県おおいた」の推進

条例前文に掲げる「県民が笑顔にあふれ、文化の香り高いふるさと」の実現を目指し「創造県おおいた」の取組を推進する

- 年齢や障害の有無に関わらず、誰もが芸術文化に親しみ、多彩で質の高い芸術文化を鑑賞する機会を享受し、気軽に参加できる、心豊かな生活を送ることができる大分県
- 時代を担う子どもたちが、豊かな感性や創造力、他者に対する寛容の心を育み、次代の芸術文化を担っていく大分県
- 地域に伝わる芸術文化や文化財を受け継ぎ、活用し、新しく生まれた芸術文化資源とともに時代へと継承する大分県
- 芸術文化の創造性を活用し、魅力あふれる地域づくりを行う大分県

■第4 重点戦略と県の事業展開

【重点戦略1】鑑賞機会の充実

○多彩で優れた芸術文化に触れる機会の創出

- ・アルゲリッチ音楽祭、大分アジア彫刻展、総合文化センターでの公演、OPAMでの展覧会、アウトリーチ、まちなかアートフェスタ ほか

【重点戦略2】芸術文化活動への支援

○県民が主体となる芸術文化活動の推進

- ・地域の顔づくり事業、芸術文化振興会議による公演、障がい者アート展、混浴温泉世界の支援

○芸術文化ゾーンにおけるネットワークの強化

- ・県内文化施設や周辺商店街との連携、ウェールズ国立博物館との交流、美術館と旅行会社との連携、竹工芸作家や関連団体との連携、障がい者アート作家と企業等とのマッチング

○顕彰

- ・県知事表彰等での顕彰

【重点戦略3】芸術文化の担い手の育成

○次代の芸術文化を担うこどもたちに向けた取組

- ・教育普及活動の推進、伝統文化体験教室、OPAMへの小学生等招待事業、県内高校と特別支援学校の交流（文化課）、ジュニアオーケストラ ほか

○芸術文化の振興を担う専門人材の育成

- ・アートマネジメント人材育成セミナー、アートマネジメントプログラム（芸短）、クリエイターの育成（経営創造金融課）、竹工芸訓練センターの運営

【重点戦略4】他分野連携と地域活性化

○産業・観光・福祉分野等への対応

- ・クリエイターの育成（経営創造金融課）、地域伝統産業の支援（工業振興課）、カルチャーツーリズムの推進、障がい者アートの支援

○地域振興や地域コミュニティの活性化

- ・総合補助金による地域活動の支援（おおいた創生推進課）、臼杵食文化等の支援

○文化財の保存と活用

- ・「文化財保存活用大綱」に基づく地域計画の作成支援 ほか